

第24回  
東京地方裁判所委員会  
(平成23年6月29日開催)

## 東京地方裁判所委員会（第24回）議事概要

（東京地方裁判所委員会事務局）

### 第1 日時

平成23年6月29日（水）15:00～17:00

### 第2 場所

東京地方裁判所第1会議室

### 第3 出席者

（委員） 追川 誠，大沢陽一郎，岡田ヒロミ，岡田雄一，唐津恵一，河合健司，  
川原博夫，菅野博之，小山紀昭，斎藤義房，島田一彦，田村浩子，  
土肥章大，平野治夫，深澤信夫，丸山陽子

（事務局） 東京地裁民事首席書記官，同刑事首席書記官，同事務局長，同総務課長，  
同総務課課長補佐，同総務課庶務第一係長，東京簡裁事務部長

（プレゼンター）

東京地裁裁判官 細川 八重

同 米原 友美

（講師） 東京地検検察官 上原 龍

弁護士 前田 裕司

### 第4 議題

「裁判員裁判の実施状況について」

「司法サービスについての現状及び課題について」

### 第5 配布資料

- 1 冒頭陳述メモ・論告メモ（検察官講義用として）
- 2 レジューメ「裁判員裁判の状況と弁護人の取組み」（弁護士講義用として）
- 3 司法サービスについての現状及び課題

### 第6 議事

- 1 開会
- 2 新任委員の紹介（岡田（雄）委員，河合委員，小山委員，岡田（ヒ）委員，平野委員）
- 3 委員長選出

弁護士委員から，委員長は有識者の委員から選出されたい旨の発言があったが，賛成

多数により、岡田雄一委員（東京地方裁判所長）が委員長に選出された。

#### 4 議題「裁判員裁判の実施状況について」

【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，●：裁判所委員，■：プレゼンター，△検察官講師，▲：弁護士講師】

##### (1) 前回地裁委員から質問があった事項への回答

● 前回の地裁委員会において質問を受けた，地裁委員の方々が第22回地裁委員会前に法廷傍聴した刑事事件の確定の有無についてだが，傍聴した事件3件中2件は控訴があり，1件は確定した。

##### (2) 委員長から本議題についての進行について説明があった。

(3) プレゼンター（裁判官兩名）及び講師（検察官）から，自己のこれまでの経験等を踏まえた感想を中心に講義等があった。主な内容は次のとおりである。

■ 現在刑事部に所属しており，裁判官に任官したのは数年前である。これまでに裁判員裁判は9件程度担当したが，完全な自白事件のほか，責任能力や中止未遂の検討を要する事件や否認事件等も経験した。なお，言い渡した刑の幅については，懲役20年から懲役3年（執行猶予5年）である。

典型的な自白事件の経験がほとんどなく，選任手続から判決言い渡しまでの期間が最も短いもので5日間，最も長いものでは土日を含めて2週間を越える日数になったものもある。

審理期間の長い裁判員裁判は，裁判員の方々にとって，相当の負担だったのではないかとと思われるが，熱心に取り組んでいただき，充実した審理・評議・判決が行われたと感じている。実際に審理が終わった後に裁判員の方に感想などをうかがって，やはり仕事や家庭での負担が相当程度あることがわかり，裁判員の方の責任感とそれぞれの周囲のサポートがあって初めて成り立っている制度だと痛感した。聞くところによると，裁判員特別休暇を設けている事業所も少なくなく，制度への理解と協力が進んでいるように思われた。他方で，中小企業等ではそのような制度がなく今回が初めての事例ということが多かったようで，そのような方の中には，会社と掛け合って新たに特別休暇の制度ができたという方もおられた。また，主婦の方も，家事や育児の分担について家族と相談して時間をやりくりし，中には，結婚して初めて配偶者にご飯を作ってもらったという方もおり，非常によい経験になったという感想をいただいた。

裁判員の負担を軽減するための工夫の1つとして、書証の取調べや証人尋問において、できる限り休廷を入れるということがある。例えば1時間に1回20分程度の休廷を入れるなどである。裁判官のみで行う裁判では、2～3時間法廷に入りっぱなしになることも珍しくないが、休憩を挟まないと慣れない裁判員が集中力を保つのは大変ではないかという配慮に基づくものである。また、公判中、かなり熱心にメモをとる裁判員の方もいるため、法廷に入る前に、「メモをとることは大変疲れるので、『見て、聞いて、わかる。』裁判になるよう当事者が工夫しています、わからなければ裁判官も説明します、そのような気持ちでやってください、ただ、メモをとった方がわかるという方は自由にとってください」という話をしている。それでも、中盤以降はかなり疲労がたまってくるので、帰宅される際に、「裁判所を出たら事件のことは忘れてください、土日でもできるだけ日常生活を送って下さい」とお願いしていたが、真面目な方が多く、ふとした瞬間に思い出して考えてしまうこともあったようだ。

評議においては、すべての裁判員の方に意見を出し尽くしていただくという目標をもってがんばっている。そのための工夫を少し紹介すると、裁判員選任直後は、裁判所から、審理の予定や法廷の配置などたくさんお知らせする事柄があるが、その説明をすべて裁判長から話すと硬い雰囲気になりがちなので、陪席裁判官が分担するなど、話し手を分担することを心がけている。また、午前中に選任手続を行った後の初日の昼休み等には、一緒に昼食をとって互いに氏名以外の自己紹介をするようにしている。例えば、どんなことが好きなのか、といったことを話すだけでも、初対面の相手に対し少し親近感がわき、雰囲気を和やかにする効果があると思っている。なお、休憩時間では、評議の初め頃には、できるだけ事件と関係のない話をするようにして、雰囲気が硬くなりすぎないように注意している。評議がだいぶ進んできたころには、あまり積極的に発言されない裁判員の方に、休憩時間を利用して「どう思いますか」と声をかけ、休憩明けの評議でその方が意見を出せるように工夫することもある。

評議全般においても、できるだけ意見が一方通行にならないよう、まんべんなく裁判員から意見が出るよう、例えば、ある裁判員の方の発言の後に、別の裁判員に「〇〇さんはこの点はどう思いますか」などと話題を振るようにしたりしている。

裁判員の方は、大変な負担の中、どなたも非常に熱心に、真面目に深く考えておられ、本当に勉強になっている。それぞれの経験や感覚を持ち寄って、相当な時間をかけて結論を出していくという経験は、私たち若手裁判官にとっても非常に刺激になり、

勉強になることが多い。

- 現在刑事部に所属しており、裁判官に任官したのは約1年前である。これまでに、自白事件と否認事件など合計12件の裁判員裁判を経験した。言い渡した刑の幅については、懲役12年から懲役3年（5年間の保護観察付き執行猶予）である。

裁判員裁判では、目で見ても耳で聞いてわかる裁判をめざし、検察官や弁護人にも工夫していただき、裁判員の方にとってわかりやすい証拠調べになるよう心がけている。ただ、供述調書の朗読を聞きながらその内容を把握することは、かなり集中力を要求される面があるため、30分間から1時間に1回程度は休憩を挟むことが多い。休憩中には、質問を受け付けるなど、裁判員の方々の負担が重くならないように、また、集中力が持続できるように、気をつけるようにしている。

評議においては、裁判員の方々が自由に発言し、意見交換できるような雰囲気作りを心がけている。とはいえ、初対面の方々にいきなり「さあ自由に議論してください」と言っても難しいところもあるため、評議の最初のうちは、裁判官から裁判員に対し「〇〇さんはこの点についてどうお考えですか？」などと水を向けて発言を促したり、他の裁判員の方に「今の〇〇さんのご意見についてはどう思われますか？」と話を振ったりしながら、裁判員同士が議論できるように工夫している。評議の進行に従い、お互い気心も知れてくるので、裁判員から自主的な発言が出ることも多くなり、裁判員同士で直接の議論がかわされることもある。このように、裁判員の皆さんは本当に真剣に被告人の処分について考えてくださっており、おのずと評議も活発になっている。

裁判所において判決書の草案作りを行うにあたっては、裁判員と評議した到達点ができるだけ明快に、かつ、簡潔に示したものとなるよう心がけており、裁判員の方々にも判決書の草案をご覧いただき、ご意見を伺って完成させている。

- △ 裁判員裁判について、いち検事としての経験とその感想を中心に話をする。

現在、裁判員裁判にかかわる検察官の行う捜査と公判の両方を担当している。

捜査に関しては、真実発見・事案の真相解明という点は従前と変わらないため、裁判員裁判対象事件だからといってこれまでと大きく変わることはないと考えている。ただ、裁判員に理解してもらうための工夫が求められていることは事実であり、よく言われるのが鑑定書だが、専門用語が並んでいるものをそのまま証拠化して理解してもらえるのかという点について、これからも検討していく必要があると感じている。

また、裁判員裁判対象事件については、取調べの録音化も一部でなされているところである。

裁判員裁判の公判については、従前から大きく変わったと実感している。裁判員裁判では集中的審理を行うため、仮に公判担当として複数の事件を抱えていても、例えば、2件の裁判員裁判を抱え、一つめの論告が終わった翌週の頭には、もう一つの事件の冒頭陳述をやる、更に翌週には最初の事件の判決、といったようなスケジュールになることもある。更に捜査も担当しているため、仕事の時間の取り方、マネジメントを滞りなく行うのは大変だと感じている。

検察官が実際の裁判員裁判でどのような資料を作成しているかをイメージしてもらうため、冒頭陳述メモや論告メモのサンプルを席上配布した。これらメモは、A3の一覧表で、カラー印刷、図を入れるなどの工夫をしている。かつては、言葉で話しており、複雑な事件では、文字だけで10枚から数十枚にわたることもあったが、裁判員裁判では、そのような複雑な事件であっても、このようなメモをほぼすべての事件について作成し、これらのメモをもとに冒頭陳述や論告を行っている。これらのメモについて、裁判員の方が実際にどのように活用されているかはわからないが、冒頭陳述メモは、検察官において最初にこのようなことを証明したいということを説明したメモであり、審理期間中手元においてもらうことを想定している。また、論告メモは、評議等において、弁護人の主張と対比してもらうときに活用してもらうことを想定している。各メモは、わかりやすく作成することを目指しており、実際の裁判の前には、リハーサルを実施している。例えば、新採用職員にリハーサルを見てもらって、わかりやすいかどうか確認しながら作成することもあった。

裁判員裁判が円滑に運用されているのは、争点整理がうまくいっていることが大きな要因ではないかと考えている。公判前準備手続において、本件の争点は何かということを経験三者で打ち合わせてすり合わせ、争点を浮かび上がらせることによって、裁判員裁判が当該争点に集中した充実したものになるのではないかと考えている。

最後に、証拠に関して、裁判員に理解してもらうための工夫を紹介する。まず一つめとして、統合捜査報告書、あるいは証拠の圧縮といったものを作成している。捜査は順次行われ、その中で様々な書類、例えば、被害届、実況見分調書、検証調書、鑑定書などが作成されるが、それらすべての書類を証拠とすることは、証拠調べの分量として多すぎ、またわかりにくいことになる。このため、争点が絞られていく中で、

これら捜査書類の中から必要な部分だけを抜き出してまとめたものとして、いわゆる統合捜査報告書を作成し、これを裁判員裁判において証拠として提出している。これを作成する作業は相当手間がかかるが、これをしっかり作ることで、裁判員の方にも理解しやすく、かつ、わかりやすい証拠になると考えている。2つめとして、調書について、従前は詳細なものが作成されていたが、以前よりは若干短いもの、ポイントをついていて、かつ要点がしっかり載っているものを作成しなければならないという意識で作成している。

いち検事として感じているのは、証拠について、裁判員にわかりやすく、かつ、負担が少ないものにしなければならない一方で、裁判なので事実をきちんと見てもらう必要があり、その両方のバランスをどうとっていくかが難しく、かつ、大切だということである。裁判員裁判が始まる前は、様々な証拠を提出して、その価値の軽重も含め裁判官の判断に委ねることができたが、裁判員裁判ではそのようなことはできず、必要な証拠に漏れがないだろうかという不安と、分量のバランスがとれているだろうかという不安を抱えながらやっている。

例えば、殺人事件では、遺体の写真は非常に大事だが、殺害写真などあまり悲惨な写真では裁判員の精神的負担になるのではないかという議論もあるし、また、長い調書で、経緯を丹念に伝えることはできても時間がかかることになる。裁判員の方に事案の真相をわかってもらいながらも負担をかけすぎないものにする、というバランスを、悩みながら、考えながらやっているところである。

#### (4) 意見交換

- 裁判員裁判で外から見えない部分が評議であるが、評議において具体的にどこが裁判員と裁判官の考え方で異なっているか。また、裁判員が苦勞するのは量刑判断だと思うが、最終的な量刑到達はどのように行われているのか。
- 質問を3つ。量刑相場がわからない裁判員にとって、求刑が1つの参考になると思われるが、裁判官は裁判員にどのようなアドバイスをしているのか。また、裁判員等選任手続時、この人は差し支えるというような候補者がいたか。最後に、公判前整理手続前の打ち合わせに時間がかかっていると聞いたことがあるが、起訴されてから公判前整理手続又は裁判員裁判の開始までにどの程度日数がかかっているか。
- 裁判員等選任手続に関する質問について、理由があるとして不選任の請求がなされたという経験はない。裁判員裁判が始まった当初は、理由を示さない不選任の請求は

比較的なされていたような印象があるが、最近は減ってきたような印象である。

- 量刑到達についての質問について、経験上、まずは検察官の論告と弁護人の主張を踏まえて議論をはじめることが多い。裁判員の方には、法律上、どのような刑が定められているのかを説明し、今まで裁判官は、行為と結果に着目して刑の大枠が決まると考えていた、ということも伝えた上で、裁判員量刑検索システムの量刑データを参考としてご覧いただいている。裁判員の方には、これらのデータから、こういう事案だと重い、軽いなどの量刑傾向を見ていただき、その上で、今回の事件は、我々が証拠と当事者の主張によって決めるものである、ということも伝えている。
- 同じ質問について、評議の進め方は裁判体によっても異なると思われる。例えば、評議において、どこがこの事件で大事か、ということを見集約し、また、意見集約できない評価がわかれた部分は細かく議論することで、最終的には、全体像の共通認識ができることもあると思われる。その上で、数字的な感覚がわからないので知りたいと言われることもあるだろうし、どのような量刑が適当かを判断するための参考として量刑データを示すこともあると思われる。
- 裁判員と裁判官の考え方の違いに関する質問について、考え方、ということとは違うかもしれないが、例えば、裁判員の方から、判決書の表現中「見るべき」という言葉の意味がわからないと質問を受けたことがある。そこで、「見るべき」という言葉を、より口語に近い「格別の」というように表現を変更することで、被告人に対してより伝わりやすい判決になり、また、国民の理解を得られる内容になるということも教えられた。
- ◎ 同じ質問について、裁判官は、少年であったり前科がなかったりすると、量刑を軽くする事由の1つと考えているような印象があるものの、模擬裁判では、裁判員役の方から、それらの事由があるとどうして量刑が軽くなるのか、前科はないのが当たり前ではないかという意見も出された。そのような意識の違いというのはあったか。
- 示談の評価については様々な考え方があり、大変勉強になったことはある。
- 公判前の準備に時間がかかっているのではないかという質問について、打合せを数回程度行うことはあるが、割と早い段階で第1回期日を入れていると思われる。公判前整理手続にかかる時間が従前より長くなったという統計が出ており、現在その原因を探っているところである。当初より難しい事案や複雑ないわゆる否認事件などは公判前整理手続が長期化する傾向にあるようであり、そういうこともあって全体的にデ



一タの数字が長くなっていると思われるが、この点は、解決すべき課題であると認識している。

◎ 長期化する要因の1つとして、検察官による証拠開示が遅いということはないのか。

● 東京地検には任意に証拠を開示してもらっており、それが原因になっていることはないかと認識している。

△ 審理の迅速化が大事であることは認識しており、そのために、証拠の開示を起訴後2週間で行い、それに記載された証拠は速やかに開示できるようにしている。調書などは任意開示もしており、検察官による証拠開示が遅いと言われないようにしていると認識している。

○ 東京地検は任意に、かつ、速やかに証拠を開示してくれているが、一方で、これは、という証拠はなかなか出てこないという印象はある。

△ 検察官がフェアさを持っているかどうかは見られていると認識している。開示が必要なものは開示していると認識している。

(5) レジュメに添って弁護士講師による講義があり、その概要は次のとおりである。

▲ 日弁連の裁判員本部内に「3年後検証小委員会」というものがあり、その委員長として、裁判員制度の現在の運用を踏まえて制度的な問題がないか検討を行っている。また、弁護士として東京はじめ近隣庁で、裁判員裁判の弁護士としての経験がある。

裁判員裁判が始まるまでは、裁判員に対し、ややもすると感情に支配されて冷静な判断ができないのではないかという危惧もあったが、実際に始まってみると、裁判員の方は、非常に理性的かつ冷静に判断してその役割を果たしておられると実感している。例えば、これまでに経験した裁判員裁判で、たまたま裁判員が全員女性だったが、熱心に尋問されて予定した尋問時間をはるかに越え、検察官や弁護人の意見に熱心に耳を傾けていたということもあった。

裁判員裁判については、当初、法曹関係者もマスコミも順調にスタートしたという認識で、徐々に難しい事件などが出てきている中、今もなお、順調な運用という評価が維持されているのは、法曹関係者の努力と裁判員の方の姿勢が支えているのではないかと考えている。

35年の刑事弁護士の経験があるが、裁判員裁判によって裁判が激変したと感じた。1985年、刑事法の大家である故平野龍一先生が、ある論文で、日本の法廷は有罪を確認するところにすぎない、我が国の刑事裁判は絶望的な状況にある、という趣旨

のことを嘆かれたことがあったが、裁判員裁判を見る限り、そのような状況は解消されたのではないかと、というのが率直な感想である。

刑事弁護の方針は、裁判員裁判か否かで異ならないが、法律の専門外の裁判員に理解してもらうためには、争点を絞って提示することが大事である。かつて精密司法といわれ、それが浸透していたが、裁判員裁判では、細かいものを捨てて骨太方針を示して核心で勝負する、というスタンスになっていると思われる。

また、法廷弁護技術についても、かつての書面・調書主義と異なり、裁判員裁判では、法廷のみが心証形成の場所になったため、法廷が1発勝負の場所になり、尋問技術の向上や冒頭陳述や弁論など、法廷での説得的説明が必要になった。

最も変化が顕著なものが情状弁護と言われる分野であると思う。従来は、被告人に有利な様々な事情を述べて、判断を裁判官に委ねていたが、裁判員裁判では、これまでのようなやり方が通用しないことがわかった。なぜ弁護人の述べる事実が刑を軽くする理由になるのかということ、1から丁寧に説明し、説得しなければならない。また、有期刑の幅の中で争われる事案では、従来は、このような量刑が妥当だということ、これを述べる弁護人はほとんどいなかったが、裁判員裁判では、弁護人の立場から、この程度の量刑が適当である、ということ、これを述べるが増えている。このように、裁判員裁判では弁護方針の在り方や法廷弁護技術が大きく変わらなければならず、弁護人は、法廷弁護技術等を学んで、理解しやすい活動をしようとして努めている。

しかし、最高裁判所から発表された裁判員等経験者へのアンケートの結果によると、否認事件における弁護人の弁護が理解しやすかったと回答した人の割合が30パーセントという危機的状況である。

個人的な意見だが、弁護人の説明がわかりにくいとされる要因の一つに、弁護人は被告人の援助者という立場なので、被告人の言い分の枠内で弁護しなければいけないという制約があり、そもそも被告人の言い分それ自体がわかりにくく、一般人の健全な良識からは共感できない場合もあることが挙げられると思う。もちろん、弁護人がうまく被告人の言い分を伝えなければならないのだが、もともとその言い分が共感できないものであると、それが「わかりにくい」という評価になっているのではないかと思う。

また、裁判員裁判が始まった当初は、模擬裁判を経験したり研修を受けたりした弁護士が裁判員裁判対象事件の弁護人になっていたが、徐々に裁判員裁判事件が多くな

り、法廷技術を備えた弁護人の数が足りない状況になっていることも、弁護人の説明がわかりにくいと評価される一つの要因ではないかと推測している。弁護士会では、毎月養成講座を開催しているが実務に追いつかない状況にあるのかもしれない。なお、東京弁護士会では、当初作成した裁判員裁判の弁護人名簿を、経験者・研修受講者中心の名簿に作り直したので、今後、変わっていくのではないかと考えている。

3番目に、裁判員裁判施行から2年経過し、複雑困難な事件が多くなり、証拠の量が当初よりも多くなったことも、弁護人の説明がわかりにくいと評価される一つの要因ではないかと推測している。なお、争いのない事件でも、施行当初よりも従来の書面主義への回帰傾向があるため、これが裁判員裁判のわかりにくさにつながっているという意見も一部ではある。

以上、わかりにくさの要因については、実証的検証を行わなければ確かなことは言えないが、弁護士会内においても意見交換等を通じて実情を把握して、裁判員の方に理解される法廷弁護を行うために法廷弁護技術を高めることが重要な課題であることを改めて認識して、積極的に取り組んでいきたいと考えている。

次に通訳の問題についてだが、取り調べ時、公判時を通じて1人しか通訳がいないこともあり、対応が不十分ではないかと感じている弁護人は多い。このような状況は検討すべき課題の一つであると考えている。

鑑定人が証人として呼ばれた際、その証人が専門家である場合には、その証言内容がわかりにくいという問題もある。かつて、検察側の証人として法医学の先生を尋問したことがあるが、検察官が事前に法医学用語集を作っており、それに基づいて発言したため、簡潔でわかりやすいものになったという経験がある。鑑定人個々の力量もあるだろうが、公判前整理手続で、専門家に対しどのように尋問していくかを見定めておかないと、裁判員に理解を得られるものにならないのではないかと考えている。

裁判員制度については、施行3年を経過した後に見直しを行うことになっている。弁護士会内で、見直すべき点について議論しているところであり、その検討内容の一部を羅列的な形ではあるが、紹介したい。

裁判員裁判対象事件の範囲についての検討として、性犯罪を除外すべき、覚せい剤は馴染まないという意見がある。少年事件の逆送事件などは、少年の要保護性についての審理が裁判員裁判のやり方では不十分で、もっと丁寧に審理するために、ある程度書面に立ち入って調査することも必要ではないかという議論もある。一方で、争っ

ているような事案で被告人が裁判員裁判で審理して欲しいという要望があれば裁判員裁判対象事件に追加してもいいのではないかと、という意見もある。

裁判所が裁判員の方に、いつ、どのように刑事裁判のルールを説明するのか、ということを経験で明示しておくべきではないかと、という議論もしている。裁判官からは、十分説明しているという話を聞くが、記者会見に出た裁判員の方から、裁判所が刑事裁判のルールを説明したが頭に入らなかったという話があった。また、裁判員等へのアンケートで心理的負担が大きいという結果になっているため、裁判員の心理的負担を軽減するための措置を徹底するため、この点も法律等で明記した方がいいという意見もある。

裁判員等に課される守秘義務についても議論している。守秘義務自体は必要なものではあるが、厳格すぎる、もう少し刑罰を科されない範囲を広げるべきではないかという議論である。この議論については、比較的早く弁護士会としての意見が出せるかもしれない。

公判前整理手続が長引いている原因の一つとして、証拠開示に時間がかかっているというのが弁護士サイドの共通した認識であり、検察官からリストの開示を受けて、その中から開示を受ける証拠を請求する制度が必要ではないかという議論をしている。

事実が争われる事件で被害者参加があると裁判員の行う事実認定に影響を与えるのではないかとという考えから、裁判員裁判の公判における手続を二分することも議論している。

裁判員裁判の無罪判決が高裁で逆転し有罪となったケースがあり、控訴審の在り方をもう一度を考えるべきであるという議論もある。

以上、様々な観点から見直しに向けた大きな作業を行っている。本格的な議論はこれからであるが、弁護人の立場で問題意識をもって取り組んでいるところである。

#### (6) 意見交換

○ 少年の逆送事件について、評議における説示の内容や状況を知りたい。少年法の理念などどのように説明されているのか、また、逆送事件は特にその仕組みがわかりにくいと思われるが、その点、裁判員に対して、どのように説明をしているのか。弁護人が説明しても、それは弁護人の考えだと思われてしまうので、裁判所から説明してもらいたいと考えているが、現在、どのような運用になっているか知りたい。

◎ 制度説明については、当事者において実施し、その考えを主張すべきものであり、

その説明を行う際にどのような工夫をするかという問題だと思うが、弁護人はどのような説明を行っているのか。

- ▲ 制度説明については、当事者が行うことが前提にあるのはそのとおりだが、少年法の理念自体について、弁護人と検察官が異なる内容の話をするとう裁判員が混乱するのではないか。公判前整理手続において、両当事者の説明ぶりを詰めることが望ましいのではないか。なお、最終的に両当事者の考えが異なるのは仕方がないので、最終的には、どちらの考えをとるか、裁判員を含めた裁判体が判断することになると思う。
- 少年事件の経験はないが、裁判所の基本的なスタンスとして、当事者が主張したことを踏まえてその土俵で評価することになると思われる。刑事裁判のルールについての説明は行うが、法の評価については、当事者の主張を踏まえて評議するのではないか。
- 裁判員に理解してもらうために、裁判所において少年法の趣旨や目的を説明することが必要だと考えるがどうか。
- 制度があることは説明すると思われる。
- ◎ 補足すると、公判前整理手続において、裁判所が行う説明ぶりについて両当事者に確認し、合意できた内容で説明するのではないかと思う。模擬裁判では、裁判官が、検察官、弁護人の主張を離れて独自の主張をすることはないということになったと認識している。
- 裁判員に対し、推定無罪の原則についてどのように説明しているのか。また、裁判官から見て、その理解度はどの程度か。裁判員は判決後の被告人の更生を考えているということがよく言われているが、矯正環境等についての説明は行っているのか。
- 推定無罪の説明に関する質問について、選任直後に両当事者が立ち会っている中で、法曹三者の合意で決まっている内容にそった推定無罪の説明を行っている。また、最初は、説明する事項が多く理解するのが困難ではないかと思われるため、様子を見ながら、審理が進んでいく中でも、何度も説明を行っている。裁判員の方から、弁護人が主張するあらゆる可能性を全部1つずつ考えたい、それが全部排斥できてはじめて有罪という趣旨ですね、と聞かれたことがあり、理解していただいていると思ったことがある。
- 同じ質問について、説明を何度か行う際には、その説明の仕方を工夫して、「裁判では白か黒かを決めるのではない。検察官が黒であることを立証する責任を負ってい

るので、常識に照らして黒といえるかどうかを判断するものである」といった説明を行うこともある。

■ 矯正に関する質問について、裁判員の方から質問されれば、一般的な説明を行っている。例えば、刑務所でどういう生活を送るのか、どういう訓練を受けるのか、仮釈放があるのかなどなどである。性犯罪の再犯率について質問があり、公の統計データを使って説明したことがある。

▲ 事件によっては弁護士側から矯正についての説明をかいつまんで行うことはある。

○ 被告人の生育歴は簡単にしか紹介されないということだが、更生の観点から量刑上考慮された事情についての情報が、少年同士で情報交換されていることもある。弁護士からの講義の中で、被告人の主張がわかりにくいという話もあったが、身近に接しているとその主張の前提がわかることもある。そうでない場合は、やはりご指摘のとおりわかりにくいところもあると思う。もっと深く被告人の過去を知っておくことも必要だと思われる。

○ 被告人が若年成人で家裁での処分歴があるようなケースでは、家裁の社会記録を地裁でも活用できるシステムが必要である。弁護士が記録の取り寄せを申請しても家裁が応じない場合がある。家裁が提供するシステムをつくるべきではないか。

○ 裁判において、贖罪寄付行為はどの程度効果があるのか。

■ 示談に応じなかった場合に贖罪寄付を行うという事案はあると思うが、それがどの程度量刑等に考慮されるのかということは、事案等によって異なるであろうし、一概にはいえないと思われる。

## 5 議題「司法サービスについての現状及び課題について」

オブザーバー（事務局長）から、席上配布資料及び司法サービスの概要についての説明があった。次回委員会において引き続き、本テーマを議題とし、個別具体的な内容について意見交換を行うこととなった。

## 第7 次回のテーマについて

以上の意見交換に引き続いて、次回のテーマについて意見交換が行われた結果、今回からの継続テーマである「司法サービスについての現状及び課題について」と「保護命令事件について」が候補テーマとなった。

## 第8 退任委員挨拶

7月末に任期終了となる委員3名から退任の挨拶があった。

## 第9 次回の開催期日について

次回の開催期日は、前回委員会において伝えたとおり9月22日（木）午後3時とし、次々回以降の2回分につき、次回委員会までに事務局において調整することとなった。

以 上